

みはら文化芸術団体 登録制度規約

(総則)

第1条 本規約は、市民の文化活動の振興を図るため、三原市内(以下「市内」という。)の文化芸術団体の活動継続や広報の支援を目的とした登録制度を設けるに当たり定めます。

(登録業務所管)

第2条 本登録制度(以下「本制度」という。)の登録業務は、みはら文化芸術財団(三原市宮浦2丁目1番1号)が行います。

(定義)

第2条 本制度で定める文化芸術団体(以下「団体」という。)とは、文化芸術の領域において、継続的に文化芸術活動を行うことを主たる目的として組織された団体を指します。

(資格)

第4条 本制度において登録することができる団体は、次に掲げる要件を満たしている団体とします。ただし、政治団体、宗教団体並びに営利活動を目的とした団体等を除きます。

- (1)団体の内容が明らかである当該団体の規約、会則等を定めていること。
- (2)団体の意思を決定し、執行する組織を有すること。
- (3)団体自ら経理し、監査する等の会計組織を有し、独立した収支会計を有すること。
- (4)団体活動の拠点を市内に有すること。
- (5)主たる活動の場及び団体の過半数の構成員の住所又は勤務先、若しくは通学先が市内であること。

(情報提供)

第5条 文化芸術活動に関心のある市民に対し、みはら文化芸術財団のホームページに掲載することにより、団体の活動情報や主催イベント情報を提供します。ただし、活動情報公開の可否は団体の判断で決定してください。

(けんみん文化祭尾三地区フェスティバルへの参加)

第6条 本制度への登録により、尾三地区にて開催されるけんみん文化祭尾三地区フェスティバルへの参加申し込みが可能となります。ただし、申し込みやその後の事務手続きは各団体が行ってください。

(登録方法)

第7条 本制度への登録には次に掲げる資料を、みはら文化芸術財団に提出してください。みはら文化芸術財団はその内容を確認した上で受理し、ホームページへの掲載等の手続きを行います。

- (1)みはら文化芸術活動団体登録申込書(様式1)
- (2)団体の規約又は会則(自由形式)

(登録期間)

第8条 本制度への登録は、団体からの変更の届出がない限り自動更新とします。

(登録変更)

第9条 登録内容に変更が生じた場合、並びに登録を抹消する場合は、変更届(様式2)により団体の代表者が速やかに届け出てください。

(会費)

第10条 本制度への登録に当たり、会費は必要ありません。

附則

この規約は令和5年7月1日から施行します。

附則

この規約は令和8年4月1日から施行します。